

申込み時に必要な書類一覧表（フラット35借換用）

平成29年10月1日以降
新団信受付用

【お申込書をご送付される際のお客様へのお願い】

- ① ご送付の前に、下記書類のご確認をお願いします（不足書類がありますと審査が遅れる場合がございます）。
- ② 当申込書記載の勤務先電話番号へ在籍確認のお電話をさせていただく場合があります。ご本人様と連絡の取れる、勤務先の電話番号（携帯電話不可）を申込書にご記入下さい。
- ③ ●マーク=必ず提出していただく必要書類 ▲マーク=該当される方のみ必要書類

必要書類		確認	ご説明事項
お申込みの方 ご記入頂くもの	長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）「フラット35」借換融資『重要事項説明書』（裏面：長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット35】の特徴について）	● □	※署名捺印の他、保険証の資格取得日に差異のある方は理由を記載
	個人情報の取扱いに関する同意書	● □	※署名捺印
	長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）借入申込書（2枚目押印）	● □	【フラット35】借入申込書になります。（6枚綴り）
	【フラット35】借換対象住宅に関する確認書	● □	確認内容チェックを必ず行ってください。
	今回の住宅取得以外の借入内容に関する申出書	● □	現在ご返済中の住宅ローンとその他の返済についてご記入下さい。
	長期固定金利型住宅ローン借入申込書（親族居住）	▲ □	※親族居住の場合のみ。申込人が入居している場合は不要です
団信	新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書（1・2枚目押印） ※夫婦連帯債務でデュエット（夫婦連生団信）を利用される方は、それぞれ「申込書兼告知書」を提出ください。 デュエット（夫婦連生団信）については新機構団信のみの取扱いとなります。 新3大病病付機構団信では利用できません。	● □	※【新3大病病付機構団信】については借入金額（保険金額）が合計5,000万円を超える場合には、「申込書兼告知書」に加え、「健康診断結果証明書」（茶封筒内）をご提出下さい。 既に3大病病付機構団信・新3大病病付機構団信に加入されている場合（今回同時に申込みされる分を含みます。）はその保険金額（債務残高）を通算します。 ※長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）借入申込書と一緒にご提出下さい。尚、加入希望なしの場合は提出不要です。
	返済口座 預金口座振替依頼書（住宅ローン返済用） ※2枚押印	● □	※ゆうちょ銀行・ソニー銀行・じぶん銀行以外の銀行口座をご指定ください。 ※申込人が連帯債務者の個人口座のみご指定可能です。
	火災保険 火災保険のご案内 ※同封されている方のみ	▲ □	弊社にてあらたに加入検討される場合お送り下さい。 現在ご利用中の火災保険を借換後も継続利用する場合は不要です。
本人確認	運転免許証<表・裏両面>（写）（お申込人様、連帯債務者様ともに必要）	● □	本籍地の記載が有る場合は塗潰してご提出してください。
	健康保険証<表・裏両面>（写）（お申込人様、連帯債務者様ともに必要）	● □	就職年月日と資格取得日に差異がある場合は理由もご記入下さい。
官公庁・勤務先より 入手していただく資料	住民票（原本・本籍地と個人番号不要） （お申込人、連帯債務者ならびに現在ご入居されているご家族全員分の記載のあるもの）	● □	本籍地の記載が有る場合は塗潰してご提出ください。
	給与所得のみの方 1) 住民税課税証明書直近2年分（原本・収入額の記載あるもの） または特別徴収税額の通知書直近2年分（原本） ※平成28年1月以降にご転職/休職/産休をされた方については、上記以外に『給与証明書（原本）注1』をご提出ください。 （注1：当社指定の用紙にて、お勤め先へ記入して頂き、当社へ提出願います） ※転職後3ヶ月以内の方は職歴書の提出をお願いいたします。 2) 源泉徴収票（写）現在の勤務先が発行した最新のもの（個人番号不要） 確定申告をされている方は、確定申告書（第1・2表）と上記証明書を提出して下さい	● □	連帯債務者がいる場合は、連帯債務者様分もあわせてご提出下さい。 収入のない方、納税されていない方についても、非課税証明書を提出して頂きます。 転職後、又は起業後6ヶ月以内の方は、職歴書をあわせてご提出ください。
	給与所得のみ以外の方 確定申告をされている方 ・納税証明書「所得金額用(その2)」(直近2年分原本) ・納税証明書「納税額用(その1)」(直近2年分原本) ・確定申告書(一式)直近2年分(個人番号不要) ・源泉徴収票(給与収入のある方)(個人番号不要)	● □	書類入手先 ・住民票 ・現在お住まいの市区町村役場 ・特別徴収税額の通知書 ・ご勤務先 ・住民税課税証明書 ・1月1日現在居住している場所の管轄の市区町村役場 ・給与証明書 ・ご勤務先記入用紙は当社へご依頼下さい。 ・納税証明書 ・1月1日現在居住している場所の管轄の税務署
	公的年金等の受給者の方 ・住民税課税証明書直近2年分（原本） ・「年金決定通知書（写）」等の年金（恩給）の種類や金額の分かるもの の分かるもの ※給与もある方は源泉徴収票（個人番号不要）	● □	
	会社の代表者の方 上記の各種証明書に加えて、下記書類も必要 ・法人の決算書（勘定明細書付、写）直近2年分	▲ □	
物件関係書類	・売買契約書（写）（印紙貼付、割印後のもの）	● □	書類入手先 土地公団、地積測量図、不動産登記簿簿本については、法務局（登記所）にて取得できます。 ・土地が借地の場合も必要
	・請負契約書（写）（印紙貼付、割印後のもの）	● □	
	・重要事項説明書（写）	● □	
	・土地公団（写） ※マンションの方は不要	● □	
	・地積測量図（写）又は求積図（写） ※マンションの方は不要	● □	
	・不動産登記簿簿本（写）<土地部分> ※マンションの方は不要	● □	
・不動産登記簿簿本（写）<接道部分> ※マンションの方は不要	● □		
・不動産登記簿簿本（写）<建物>	● □		
その他	現在お借入中（借換予定）の住宅ローンの返済予定表（写）	● □	
	返済を確認できる資料（写）（通帳の写し等）	● □	通帳表紙と直近1年間の返済状況がわかるもの
	火災保険契約書（写）	● □	現在ご利用中の火災保険を借換後も継続利用する場合必要

※ 下記例外事項にあてはまる場合は、本申込時にあわせてご用意下さい。

資金計画に手持ち金を含める方	申込書「資金計画」欄の手持ち金を含める方は、「手持ちの内訳」金額について確認できる資料をご提出下さい。	▲ □	例) 通帳のコピーなど（お名前と現在残高を確認できるもの）
担保提供者様もしくは土地建物を共有される方がお申込人・連帯債務者様以外に2名様以上いらっしゃる場合	担保提供者に関する申出書	▲ □	2名様以下の場合は、本申込書の担保提供者欄にご記入下さい。
土地が借地・使用貸借の場合 土地共有者が申込人以外にいる場合（戸建のみ）	土地賃貸借契約書（写） ※借地の場合 住宅建築に関する地主の承諾書（HPよりプリントアウトし地主に記入してもらい弊社に提出下さい）	▲ □	連帯債務者以外の方が土地を持分所有している場合も必要となります。
土地が仮換地の場合 （当該仮換地の従前地に直ちに相当権設定が可能であること）	仮換地証明書（写） 仮換地地図（写）	▲ □	
外国籍（永住許可）の方 ※永住許可のない外国籍の方はお申込み/物件の共有ができません。	在留カード/外国人登録証明書/特別永住者証明書のうち1点 預金通帳写し（口座名義人が確認できるページ）	▲ □ ▲ □	該当する場合は連帯債務者様分も必要となります。 返済口座のもの

【フラット35】年度替りによる収入基準変更のお知らせ

変更日: **平成30年4月1日** (本申込提出日が基準日となります。)

(株)優良住宅ローン

住宅金融支援機構規定に基づき、【フラット35】申込時の審査における年収基準の変更を行います。
申込時期、実行時期によって基準が異なりますので、以下をご確認の上、お申込み願います。

本申込をされるご予約はいつですか

H30年3月31日まで

H30年4月1日以降

A

実行までに最新の公的証明※が提出できる

NO

YES

B

C

※公的証明とは…

- ・給与収入のみの方 → 課税証明書★
(市町村役場が発行) ※おもに6~7月発行
- ・給与収入のみ以外の方
→ 納税証明書★
(管轄税務署が発行) ※おもに4~5月発行

A

給与収入のみの方…H29年度(28年所得)、H28年度(27年所得)の課税証明書+直近の源泉徴収票
給与収入のみ以外の方…H28、27年分の納税証明書 および 確定申告書(+給与のある方は源泉徴収票)
審査収入はH28年収入となります

B

給与収入のみの方…H29年度(28年所得)、H28年度(27年所得)の課税証明書+直近の源泉徴収票
給与収入のみ以外の方…H28、27年分の納税証明書 および 確定申告書(+給与のある方は源泉徴収票)
審査収入はH28年収入となります

C

給与収入のみの方…H29年分源泉徴収票★、H29年度(28年所得)の課税証明書
かつ、
実行までにH30年度(29年所得)課税証明を提出
→提出ができない場合、融資が受けられません

給与収入のみ以外の方…H29年分確定申告書、H28年分確定申告書・納税証明書(+給与のある方は源泉)
かつ、
実行までにH29年分納税証明書を提出
→提出ができない場合、融資が受けられません

審査収入はH29年収入となります

証明書の発行時期は審査年収、および融資の可否に関わりますので、
お手数ですが必ずご確認ください。

★ 源泉徴収票 … 現在のお勤め先より発行される収入の証明書で、入手できる直近のものをご提出下さい。

★ 課税証明書 … 当年の1/1時点で居住していた地域を管轄する市区町村役場が発行する収入の証明書
(「特別徴収税額の通知書」でも可。名称が異なる場合もありますが、前年の収入が記載してあるものをご提出下さい。)

→ 発行時期は市町村役場にご確認ください。※おもに6~7月発行が多い

★ 納税証明書 … 当年の1/1時点で居住していた地域を管轄する税務署が発行する、前年分の所得及納税額の証明書
→ 発行時期は管轄の税務署にご確認ください。※おもに4~5月に発行が多い

裏面もご覧下さい

【フラット35】年度替りによる収入基準変更のお知らせ
 変更日：**平成30年4月1日**（本申込提出日が基準日となります。）

下記についてご確認の上、お申込をお願い致します。

給与収入のみの方	本申込時のご提出書類	審査年収	
A	H30年3月31日までに 本申込される方	平成29年度(28年分所得)課税証明書 ※ 平成28年度(27年分所得)課税証明書 をご提出ください +直近の源泉徴収票	→ H28年収入
B	H30年4月以降の本申込かつ、 実行までにH30年度課税証明 を提出できない方 (おもに6月以前に実行予定の方)	平成29年度(28年分所得)課税証明書 ※ 平成28年度(27年分所得)課税証明書 +直近の源泉徴収票 をご提出ください	→ H28年収入
C	H30年4月以降の本申込かつ、 実行までにH30年度課税証明 を提出できる方 (おもに6月以降に実行予定の方)	平成29年分の源泉徴収票 平成29年度(28年分所得)課税証明書 ※ を提出し、 かつ、実行日までに 平成30年度(29年分所得)課税証明書 をご提出ください	→ H29年収入

給与収入のみ以外の方

(下記書類に比べ、給与のある方は源泉徴収票もご提出ください)

A	H30年3月31日までに 本申込される方	平成28年分納税証明書・及び確定申告書 ※ 平成27年分納税証明書・及び確定申告書 をご提出ください	→ H28年収入
B	H30年4月以降の本申込かつ、 実行までにH29年分納税証明 を提出できない方 (おもに4月中に実行予定の方)	平成28年分納税証明書・及び確定申告書 ※ 平成27年分納税証明書・及び確定申告書 をご提出ください	→ H28年収入
C	H30年4月以降の本申込かつ、 実行までにH29年分納税証明 を提出できる方 (おもに4月以降に実行予定の方)	平成29年分の確定申告書 平成28年分納税証明書・及び確定申告書 ※ を提出し、 かつ、実行日までに 平成29年分納税証明書 をご提出ください	→ H29年収入

ご注意 **C** パターンの方で、実行までにそれぞれH30年度の課税証明書、H29年分納税証明を提出できない場合は**融資が受けられません**。

- ※ 課税証明書は昨年分の給与収入が記載してあるものとなります。(特別徴収税額の通知書でも可)
→発行時期は、当年の1/1時点で居住していた地域を管轄する市区町村役場にお問い合わせください。
- ※ 納税証明書の発行時期は、当年の1/1時点で居住していた地域を管轄する税務署にお問い合わせください。
- ※ 源泉徴収票は、入手できる直近のものをご提出下さい。
- ※ 連帯債務者がいる場合、審査年収は同一年度になります。